

## 13 運輸

### (1) トラックに関する規制改革【平成13年度中に結論】

運賃・料金規制については、利用者ニーズに即した運賃・料金を機動的かつ弾力的に設定することを可能にするため、現行の事前届出を事後届出とする。また、運賃・料金の掲示の義務付けについては、宅配便のようにいわゆる一般消費者が利用者となる場合を除き、原則的に廃止する。

営業区域に係る規制については、現在、原則として都道府県単位、拡大営業区域については経済ブロック単位にまで広げたが、トラック事業者による効率的かつ機動的な営業を可能にする観点から、この営業区域制度を廃止し、全国的な範囲で自由な事業の展開を可能とさせる。また、これにあわせて、許可の基準となる車両の保有台数についても、現在拡大営業区域で15台としているが、これを全国一律に5台にまで引き下げる。

### (2) タクシー事業に係る制度の適切な運用

タクシー事業については、平成14年2月から需給調整規制を廃止し、免許制から許可制への移行を図るとともに、一定の条件下では需給調整措置をとることができる緊急調整措置を設けたが、その安易な発動を行わず、発動要件と手続につき不断に見直しを行い、真にやむを得ない場合に厳に限定されるよう運用するとともに、発動する場合には十分な説明責任を果たす。

また、近時の運賃認可の運用基準の設定により、遠距離運賃の大幅弾力化や特定ゾーンでの定額運賃化を可能にしたが、これを真に機能するように運用する。

さらに、車種や事業者の区分を廃止して、一定の範囲内の運賃設定を軽微な手続で認可することとしているものの、それ以下の運賃設定に対する認可に当たっては個別審査を行っている。この個別審査においては、いわゆる「追い越し」の禁止と「不当な競争」や「差別的取扱い」のみを審査することとし、認可制の下にあっても、規制は上限規制に限るという点を厳守する。

### (3) 内航海運暫定措置事業の運営方法の改善【平成14年度検討、平成15年度実施】

内航海運暫定措置事業は、保有船舶の解撤等をした者に対して交付金を交付するとともに、船舶建造者から納付金を納付させることを内容としており、内航海運活性化を図るために船腹調整事業を解消したことに伴う影響を考慮して導入したものである。

本事業については、交付金の交付期間が15年を予定しており長いこと等から、事業運営の一層の適正化を図る必要がある。このような観点から、交付金単価の一層の減額を行うとともに、健全で透明性のある施策を講ずる。

(4) 港湾運送事業に係る主要9港以外の港における需給調整規制の撤廃【平成14年度検討、15年度中に結論】

平成12年11月より、京浜港を始めとする主要9港については、需給調整規制を廃止し免許制を許可制に、運賃・料金の認可制を事前届出制に改めること等を内容とする規制改革を実施している。

このように主要9港を先行して措置したのは、港湾運送事業が「過去混乱の歴史を経験したという事実を鑑み、混乱が生じることのないよう、手順を踏んで段階的に規制緩和を進める必要がある」とする行政改革委員会最終意見（平成9年12月12日）も踏まえてのものである。

主要9港に対する措置が実現するまでには、平成10年3月の閣議決定から2年8か月を要したことに鑑み、段階的実施の第2ステップとして残余の港湾における上記の規制の改革に向けて速やかに検討を開始し、平成15年度中に結論を得る。

(5) 高速道路における自動二輪車二人乗りに係る規制の取扱い【平成15年度中の可能な限り早期に最終結論】

高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗りを認めることの可否については、平成12年の規制緩和推進3か年計画（再改定）において平成12年度中に調査を行うこととし、さらに現行規制改革推進3か年計画においては、平成15年度までに結論を得るべきこととしている（当初計画・運輸オ）

高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗りに関する規制の取扱いについては、自動二輪車の二人乗りの安全性の確認の問題はもとよりであるが、国民の一部に強い見直し要望があることから、過去のデータの活用、加速的な実証実験等を行うことにより、当初の予定時期より繰り上げて、平成15年度中の可能な限り早期に二人乗りの可否について最終判断する。

(6) 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進【平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始】

港湾における輸出入手続等については、我が国港湾の競争力強化、物流の効率

化等の観点から、電子的な申請・処理を原則とし、そのワンストップ化が極めて重要である。

必要なことは、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムとなっていることである。このため、既往の部分システムの改善にも努めつつ、平成15年度の出来るだけ早い時期に、上記の要請を満たしたシステムの運用開始ができるよう、関係省庁で合意した基本方針（グランドデザイン）に基づき、関係省庁が協力して、検討・調整を進める。